平成２３年（フ）第８１号
千葉県流山市南流山８丁目７番地の４　第３千代田マンション305
債務者　工藤　正弘
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６号
千葉県柏市高田1258番地　ハイツ上野台子103号
債務者　枝川　喜勝
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７号
千葉県柏市高田1258番地　ハイツ上野台子103号
債務者　枝川　京子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９１号
千葉県松戸市上本郷3736番地　２階
債務者　堀田　美和
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５号
千葉県木更津市清見台２丁目10番３号
債務者　渡邉　浩美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１号
千葉県君津市中野１丁目25番26号　101
債務者　大西　勝江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４号
富山県氷見市柳田2286番地２　雇用促進住宅柳田宿舎２号棟203号室、住民票上の住所富山県氷見市柳田2286番地２
債務者　統池　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１号
富山県砺波市新栄町５番地39　市営住宅新栄団地３号棟325号室、従前の住所富山県砺波市木下72番地５
債務者　川口　和夫
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５号
富山県高岡市伏木湊町９番10号
債務者　飯澤　　實
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６７６号
石川県白山市月橋町ル13番地
債務者　辻　　喜文
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６７７号
石川県白山市月橋町ル13番地
債務者　辻　恵里子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
金沢市金市町ハ11番地４、従前の住所金沢市千木町へ15番地６
債務者　中野　喜博
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
金沢市押野１丁目20番地、従前の住所金沢市横川５丁目105番地
債務者　坂本真由美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
金沢市寺町２丁目１番12号　セシール桜木102号、従前の住所金沢市窪７丁目238番地、従前々の住所能美市寺井町ナ177番地３
債務者　永橋　孝志
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
金沢市寺中町イ７番地７
債務者　馬場ひろみ
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
長野県松本市大字惣社624番地１　レジデンススミオ207
債務者　細萱　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４０号
長野県松本市大字島立3564番地１、前住所長野県松本市大字島内3691番地９　丸佐コーポイ号
債務者　上條　公子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　長野地方裁判所松本支部